第1回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会会議録	
日 時	平成28年12月22日(木)10時00分~11時30分
開催場所	横浜市開港記念会館 2階9号室
出席者	荒谷孝道委員、出石稔委員、岸恵美子委員、黒川哲志委員、佐藤麻子委員、
	田邊裕子委員、横塚靖子委員
欠席者	無
開催形態	公開(傍聴者0人)
議題	1 会長・副会長の選出について
	2 横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審
	議会運営要綱の制定について
	3 報告
	横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策について
嘉代課長	平成28年度第1回審議会を開催します。本日の議事内容は、議事録を作成し、
	委員の了解を得て、ホームページで公開します。
	議事進行は本来は会長ですが、第1回目なので会長の選出まで私が務めます。
	まず局長からご挨拶申し上げます。
鯉渕局長	局長の鯉渕です。お忙しい中、審議会の委員を引き受けていただきありがとう
	ございます。日頃から市政への協力にお礼を申し上げます。
	近年、住居や敷地内にごみ等をため込んで、周辺住民の生活環境に様々な影響
	を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」が社会的に関心を集めています。本市でもごみ
	の堆積による悪臭、害虫の発生、火災の危険性などの苦情が寄せられています。
	法令の根拠がないために対応に苦慮することも多く、長期にわたって困難な事例
	もあります。
	昨年度、区役所から提案を受け、対策について全庁的な検討がスタートしまし
	た。横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策条例は、そうしたことがきっかけで条例
	化し、12月1日から施行しました。
	この「ごみ屋敷」問題の解決は、単にごみを片付けるだけでなく、その背景に
	認知症や加齢による身体機能の低下、孤立などの問題があることを踏まえ、福祉
	的な支援を重視し、再発防止も含めた方向につなげていくことが必要と考えてい
	ます。本市の条例は当事者に寄り添った支援を行うことを基本方針としています。
	一方、指導、勧告、命令、代執行の規定も設けています。説得や支援を尽くし
	ても解決できず、周辺住民の生命・身体に深刻な影響がある場合は、それらの適
	用も検討できます。
	本市ではこのような考え方で対策を進めていきます。「ごみ屋敷」は福祉や廃棄
	物だけの問題ではなく、住居、生活衛生、道路、防災、防犯など、様々な影響が
	多く見られます。私どもとしては皆様からの意見に基づき、横浜の地域性に配慮
	し、独自性も加味した横浜型「ごみ屋敷」対策を積極的に進めていきます。専門
	の立場や支援者、市民の視点で意見をお願いします。
	今日は1回目ということで、会長、副会長の選出や審議会の運営に関する議事
	のほか、本市の取組の概要を説明します。私は中座しなければいけませんが、活

発な議論をお願いします。

嘉代課長 それでは、事務局から委員の皆様を紹介します。横浜市町内会連合会代表の荒

谷孝道委員は到着が遅れます。

関東学院大学副学長、法学部教授、出石稔委員です。

出石委員 どうぞよろしくお願いします。

嘉代課長 東邦大学看護学部教授、岸美恵子委員です。

岸委員 よろしくお願いします。

嘉代課長 早稲田大学社会学課総合学術院教授、黒川哲志委員です。

黒川委員 よろしくお願いします。

嘉代課長神奈川県弁護士会所属弁護士、佐藤麻子委員です。

佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。

嘉代課長横浜市社福協議会地域活動部長、田邊裕子委員です。

田邊委員 田邊です。よろしくお願いします。

嘉代課長 横浜市民生・児童委員協議会、緑区民児協議会会長、横塚靖子委員です。

横塚委員 横塚です。どうぞよろしくお願いします。

嘉代課長 続いて、事務局を紹介します。

健康福祉局から、地域福祉保健部長、中井です。

中井部長中井といいます。よろしくお願いします。

嘉代課長 企画課長、氏家です。

氏家課長 氏家です。よろしくお願いします。

嘉代課長 福祉保健課福祉保健センター担当課長、鈴木です。

鈴木課長 鈴木です。よろしくお願いします。

嘉代課長 次に資源循環局です。企画調整担当部長、鈴木です。

鈴木部長 鈴木です。よろしくお願いします。

嘉代課長家庭系対策部長、福山です。

福山部長福山です。よろしくお願いします。

嘉代課長 資源政策担当課長、水谷です。

水谷課長よろしくお願いします。

嘉代課長 なお資源循環局長の尾仲と業務課長の服部は海外出張のため欠席です。

それでは、次第2の(1)「会長、副会長の選任」です。資料2を御覧ください。 条例の13条から17条まで、本審議会に係る事項が定められています。16条2項 の規定で、会長、副会長は委員の互選と規定されています。皆様から推薦はあり

ますか。

田邊委員 会長には、他自治体の条例制定に携わっていて、「ごみ屋敷」問題に造詣の深い

出石委員を推薦します。どうですか。

全員 賛成です。

嘉代課長 出石委員、就任していただけますでしょうか。

出石委員はい、承知しました。

嘉代課長 ── それでは、副会長の選任に移ります。皆様から推薦はありますか。

出石会長 医療、保健分野の専門家である岸先生にお願いします。

嘉代課長

岸委員、副会長いいでしょうか。

岸委員

よろしくお願いします。

嘉代課長

それでは、出石会長、岸副会長、それぞれ会長、副会長の席に移動をお願い、 進行を会長に引継ぎます。

出石会長

会長に就任した出石です。よろしくお願いします。

私は関東学院大学で教べんを執っています。専門は地方自治、行政法です。とりわけ政策法務といって、条例で自治体の政策を進めていこうというような立場です。

今回の「ごみ屋敷」条例も、「ごみ屋敷」状態を解決していくことをテーマとして、横浜市独自の条例をつくってその課題に対処していこうということですが、まさに私が専門としている分野です。条例というのは法律の範囲内でできるものです。法律がない分野で条例をつくってこの課題を解決できるかということについて、私は専門的な立場にいます。そんなことから今回の横浜市の取組について、若干、助言をしてきました。一方、条例はしっかり運用することで、この横浜市内での「ごみ屋敷」問題に対応できるということだろうと思います。この審議会は大変重要な審議会になると思います。幾つかの自治体で条例をつくっていますが、こういう審議会をつくっているところはあまりありません。大変先駆的な取組にもなると思います。皆さんや市の方と共に、「ごみ屋敷」問題を解決できるように頑張っていきたいと思います。協力よろしくお願いします。

第1回の審議会なので、各委員に自己紹介を兼ねて挨拶してもらえればと思います。よろしくお願いします。名簿順でいきます。

岸副会長

副会長になった岸です。私は東邦大学看護学部で教授をしています。看護師・保健師の育成に携わっています。私自身も保健師として東京で16年間勤務していました。そのときから訪問や相談でいわゆる「ごみ屋敷」の支援をしたり、地域住民と関わってきました。そのときも非常に課題が多くて、法律もない中で限界がありました。現在、「ごみ屋敷」を含めたセルフ・ネグレクトの研究をしています。高齢者の虐待や高齢者の社会的孤立の研究をしていて、保健福祉の立場から、なぜ「ごみ屋敷」になってしまったのかという本人の背景や、専門職としてどのように支援し、住民にどう関わっていったらいいかについて研究しています。

足立区が全国で初めて「ごみ屋敷」条例を作りました。そちらのほうも審議会 委員として関わっています。

4月から施行された世田谷区の環境保全審議会でも委員をしています。そういったことも含め、こちらで貢献できればと思います。

横浜市の条例は、寄り添い支援を非常にうたっていることと、資源循環局の尽力が大きいところが評価できます。私も期待していますし、何らかの形でお力添えできればと思っています。

黒川委員

早稲田大学の黒川です。専門は行政法と環境法です。環境のほうはごみ処理の問題や大気汚染、水質汚濁、自然保護、エネルギーまで幅広くやっています。誰が費用負担するのがいいのかということを中心に、規制のシステムを色々つくり、コストエフェクティブなシステムは何だろうかということを研究の対象にしてい

ます。もともと行政法が本籍地のようなもので、法執行のあり方、効率性というような観点から研究しています。どうやって法令の目的を実現していくのかという観点からこちらでも意見を言ったらいいのではないかと思います。

「ごみ屋敷」条例は、空家対策特別措置法との関係で独特な存在になっています。最終的な行政代執行の観点で、空家対策特別措置法ではできないようなところをこちらの条例でやっていかないといけません。最後の手段で、権力を行使するのが一番コストがかかることなので、できるだけ避けるべきだとは思いますが、後に禍根が残って、そちらのほうで社会的なコストが発生していきます。本人も周辺の人も満足するように、何かいいアイディアが提供できたらと思っています。

佐藤委員

弁護士の佐藤です。私は大学を卒業して横浜市役所に入庁し、20年間勤めました。ロースクール制度ができたときに退職して、ロースクールに入りました。私は法律を勉強したことがなかったので、未修ということで入りました。平成20年に神奈川県弁護士会に登録し、R&G横浜法律事務所で勤めて8年になります。

事務所自体は企業法務を専門としています。私自身は幾つか行政の仕事を受けています。日弁連でも自治体等連携セミナー委員会の委員を務めています。

今日は、条例と財産権の関係や、この条例に基づく命令や代執行はどういった 懸念事項、危険となり得るか、住民の人から訴訟ができる可能性があるのかどう かという点を、弁護士の立場から手伝いたいと思っています。

田邊委員

横浜市社協地域活動部長の田邊です。私は20年前、在宅介護支援センターの職員として、その後は介護支援専門員として、やはり「ごみ屋敷」を抱えた地域や当事者の人たちと長らく関わってきました。なかなか制度も支援する方法もなくて困りました。今回、当事者に対する寄り添い支援ということで、「困っている人」ということでよく言われます。そんな中で、当事者と地域が分断しない関わりの中から、この「ごみ屋敷」に対して考えていきたいと思っています。

横塚委員

横浜市民生委員児童委員協議会の理事の横塚靖子です。私は緑区で民生委員・児童委員をしています。私の実家は64年前から幼稚園を運営していました。私は初等教育専門で、ずっと幼稚園をしていました。39歳から自治会で指名されて手伝いをしました。まだごみ問題の条例もきちんとできなくて、色々なことが認知されていなかった昭和の終わりからずっと、環境事業推進員をしていました。その中に「さわやかママ」という仕組みがあり、緑区の代表をしていました。民生委員は25年目に入ります。

私は今回、福祉の分野からも参入できる条例を作っていただき、つくづく有り難いと思いました。1年前に私が関わっている方のごみをみんなで片付けようというとき、ケースワーカー、ケアマネジャー、区の高齢者支援担当、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの職員の皆様が一緒に動いてくださいました。自治会の副会長も一緒になり、70 リッターの袋を 10 も出しました。

民生委員は何気なくさりげなく、そっと寄り添うようにと思いながら活動しています。横浜市には約4,700人の民生委員がいますが、手伝えることを大変うれしく思っています。備力ですが、教えてきただきながらやりたいと思います。よろしくお願いします。

出石会長

ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

2の議題(2)「発生の防止に関する審議会運営要綱の制定」です。大変長いので、いわゆる「ごみ屋敷」と略します。事務局から説明をお願いします。

嘉代課長

それでは、審議会の運営要綱の制定について説明します。次第には「資料3」と書いてありますが、その前にもう一度資料2を御覧ください。17条に「審議会組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にあたって定める」ということで、これからの審議会の要綱の説明をします。

審議会の運営要綱は資料3を御覧ください。1条については目的で、審議会に必要な基本事項を定めるというようなことが書いてあります。2条の「会議」ですが、審議会の会議は会長が招集します。委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができません。

3条に「会議の公開」が書いてあります。審議会は公開です。傍聴人は先着で 5人等と書いてあります。基本は公開ですが、4条のところには、会議の非公開 ということで、個人情報の関係がある場合には会長の発意によって非公開にする ことができます。審議会の議論の中で個人情報が入る場合には、非公開としたい と考えています。

審議会の審議検討をお願いしている主な事項ですが、1点目は、横浜市が命令・代執行が避けられないと判断した場合の意見ということで、条例に基づく調査・審議・答申です。具体的には、資料2の裏面に、いわゆる「ごみ屋敷」対策のフローが書いてあります。フローの右の下になりますが、「ごみ屋敷」の解決がなかなか難しい場合、「措置」と書いてあります。その「措置」の下に、13条から17条に「審議会」ということで、命令や代執行をするときには審議会の意見を聞きます。

2点目は、本市の進めるごみ屋敷に対する評価や、それぞれの専門からの助言 ということです。私どもも手探りでやっている状態なので、是非、委員の皆様か らの色々な意見をもらえたらと思っています。

3点目は、排出支援の際の処理費用の減免について、第三者的に皆様からの事後の確認、意見です。後ほど排出支援の処理の減免については説明します。減免ができる制度になっていますが、それらについて行政だけが決めるのではなく、皆様方にも事務報告等をして確認していきたいと思います。

最後に、条例第13条第2項(2)にありますとおり、「その他市長が必要と定める 事項」についても審議していただきます。説明は以上です。

出石会長

今、要綱案の説明と、審議検討をお願いしたい事項の説明がありました。とり わけこの審議会では、条例に基づく案件以外にも検討をお願いする項目がありま した。要綱案や審議検討事項について質問はありますか。特にいいですか。

それでは、この要綱事態はここで決定したことになります。要綱案の一番最後に「附則 この要綱は平成28年12月22日から施行する」とあります。今日この場から要綱が施行され、この運営要綱に基づいて進めます。

議題としてはこの2点ですが、3の「報告事項」にいきます。

(事務局 説明)

今の説明について質問はありますか。

佐藤委員

2条2号の「生活環境が損なわれている状態」の定義で、2行目の「恐れ」という言葉が、「害虫、ネズミ、又は悪臭の発生」で一旦切れていて、「火災の発生 又は物の崩落の恐れ」が一つのかたまりにあります。「恐れ」という言葉は「害虫、ネズミ、悪臭の発生」にはかからないのですか。

鈴木課長

かからないです。

黒川委員

命令を出すとき、弁明の機会の手続を経ないといけないと思います。それはこの審議会が関わる前にするのでしょうか。後でするのでしょうか。

鈴木課長

他都市の例を参考にしていきたいと思いますが、恐らく審議会の後、我々として命令を出す判断をした後に弁明を開くことになるかと思います。

岸委員

台風などの現象によって急に危険が増したときに、応急的な措置をすることが 条例に盛り込まれていますか。世田谷区などでは、緊急措置ということで条例に 盛り込んでいます。横浜市ではどうするのですか。

立入調査が可能なのは、市の職員のみに限定されていますか。本人に何らかの 疾患がある場合、精神科の医師等が見立てのために立入調査をするようなことが 可能ですか。

鈴木課長

1点目の緊急対応については、条例上の規定はありません。道交法や別な法律に則って強制的に撤去することはあろうかと思います。

水谷課長

立入調査については、市の職員が行うことを想定しています。条例 12 条 1 項で「市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に」という規定があります。例えば医師が一緒に入口まで行って見守ることはあるかと思いますが、実際に立入調査証を持って中に入ることができるのは職員のみです。

出石会長

医師たる職員がやればいいわけです。

岸副会長

医師が、横浜市の中にいると思いますので。

黒川委員

私から何点かお願いします。

まず、「ごみ屋敷」が空家になっているときの対応は、空家対策特別措置法との 関係を含めてどうなりますか。

パワーポイントのスライド 15 で、関係機関等に対する情報の提供というのは、個人情報保護条例の特別の規定だと思いますが、10 条の調査も含めて、税情報についてはどうするのですか。

鈴木課長

まずは空家特措法で対応できるのなら、そちらを優先で対応します。もし空家特措法で対応できないけれども、解決の必要性があるときには、「ごみ屋敷」条例を使っていくことは可能です。「ごみ屋敷」条例はなるべくすき間をつくらないように、広く使えるようには作っています。ただ、現実的に福祉的支援を空家に対して行うのは非常に難しいです。実際の案件においてどう対応するかは色々考えないといけません。

税情報については、我々も税務部門と話しました。税法上の規定からは、こちらで幾ら条例で規定しても、回答してもらうのは難しいという結論です。

出石会長

空家などの場合には、特措法により税情報も使えるし、略式代執行できます。 そうすると、むしろ順序が逆かなという気もします。空家であれば、「ごみ屋敷」 条例でできる範囲よりも特措法のほうが強制力もあるから、福祉的措置だと、できないので、相当、保安上危険だとか、公衆衛生上問題があるというと、そこに引っかかるので、最終的にはそこでやるべきかと思います。これはできないので、後でやろうと思います。

スライド 20 で、減免の要件の一番最後に、「福祉的事情により資源循環局長が認めた場合」とあります。組織上のことで、手続上はそうかもしれませんが、「局長が認めたら減免する」というのは、本来、市長ですよね。

水谷課長

そこは事実上、資源循環局が所管する手続なので、資源循環局長が判断するということになっています。根拠である一般廃棄物処理手数料の減免規定で「市長」という規定になっているので、規定上は市長、実質は資源循環局長です。

出石会長 荒谷委員 質問がなければ、荒谷委員に自己紹介をお願いします。

緑区連合会長の荒谷です。遅れましてすみません。緑区の山下地区で、ボランティアで乗合バスを運行し始めました。急病で出られない人が出たので、朝一番に代替の人を一生懸命探して、やっと見つかりました。よろしくお願いします。

出石会長

それでは、意見交換に入ります。どんなことでもいいので、一言ずつでも言ってもらえれば有り難いです。更に質問でもいいし、委員としての思いとか、できたらお願いします。逆に回しましょう。

横塚委員

私はまちの中で自治会長や皆とこういうことは見守っていきたいと思っています。

昨日、12月1日から新しく委嘱された民生委員と、緑区の会長・副会長との定例会をしました。緑区には220人の民生委員がいます。私が「ごみ屋敷」対策の審議会委員になったことで会議に出席すると、区の定例会でも発表がありました。民生委員の一人が「ああ、相談できるようになってよかった」と言いました。2年ほど前から団地で、40代の男性が、両親を亡くし、3年前に兄も亡くしてしまって一人になりました。それからどうも仕事にも行っていません。周りからの話で、妙な臭いがするということでした。緑区のケースワーカーに連絡を取ったら、玄関から入れてもらえないけれど、中がすごいということでした。今、いるかいないかがもう一つ分からないということでした。

私は、22 日に会議があるし、これから色々な対策が出ると思うから、と言って別れました。横浜市の中でこういうことも相当起こっているのではないかと思います。横浜市の各区の会長、理事たちと話すと、緑区以上にあちこちの区で悩んでいます。各区役所や自治会ともども、内情をつまびらかにして、私たちは具体的に行動できたらいいなと思いました。

田邊委員

この条例は、福祉観点が非常に盛り込まれているなと感じています。社協やケアプラ、地域の住民の見守り、支え合いの中でこれがつくられていることが本当に有り難いです。

行政代執行の中にどのぐらいいるか分かりませんが、「ごみ屋敷」には単身の人が本当に多くいて、地域とのつながりがなく、ごみの中で亡くなる人もあると思います。その辺の見守りも必要だと思い、福祉的観点が重要だと思いました。

ごみの中で子どもたちが暮らしているケースもあります。子どもの健やかな育

ちも課題です。色々な部署が一緒になって色々なケースに対処していくことが大 事だと思います。

佐藤委員

私は法律関連から話したいと思います。

この審議会の話をもらったとき、弁護士として思いつくのは、やはりそういう 堆積者は、認知症か統合失調症の人が多いのかなと思いました。成年後見制度を 使ってその人に適正な処理をしてもらえればいいのではないかと思って、事務局 に言いましたが、「そういう事例はこのまな板には載ってこない。成年後見で解決できるものはもう解決している。本当に困難事例ばかりだ」という説明でした。この条例に載ってくるものはもっと難しいものなのかなと思います。そうであれば、やはりこの条例を利用して問題の解決につなげていったほうがいいかなと思います。

人の所有物を処分するわけですから、憲法上の財産権との関係が問題になってきます。憲法 29 条 1 項に「財産権の不可侵」、2 項に、財産権というのは公共の福祉の制約に服するものであると書いてあります。3 項は、損失補償について書かれています。それに基づいて土地収用法などが整備されているかと思います。

それとは別に、憲法 17 条に国家賠償の定めが置かれています。「公務員による 不法行為で住民に損害を与えた場合には、国又は自治体が損害賠償請求に応ずる」 という条文があります。国家賠償法に具体化されています。

この条例を適用するときに、住民から何らかの違法違憲の主張が出てくるとき の争い方には、三つ考えられるかと思います。

一つは、取消訴訟です。処分性が必要なので、命令か代執行を対象として行われる取消措訟です。これは代執行においても、具体的な影響があるかなと思います。

それから、処分において何か財産的価値があるものが失われてしまったときに は、国賠訴訟になる可能性があるかと思います。

最後に、実際に水戸地裁の判決があります。空地条例で、空地の雑草を刈らないから、市が刈って、その費用を請求したところ、費用支払債務の不存在確認訴訟が起こされました。

憲法上の問題では、29条1項に書かれているとおり、公共の福祉による制約が 内在しているので、法律によって財産権を制約することが可能です。憲法には「法 律」という書き方をしていますが、その法律には条例も入るというのがもう確定 した解釈です。

それから判例ですが、消防法に基づく消火活動で除去した財産に対して、規制 目的そのものであるものに対しては損失の補償は必要ではないという判例があり ます。この条例を執行していく上で、損失補償の主張というのはなかなか難しい のかなと思います。

そうするとどこがポイントになってくるかというと、2条の「不良な生活環境」 に当たるかどうかの解釈だと思います。不良な生活環境に至っているというのが、 漠然とした恐れでは当然駄目です。明白かつ現在の危険まで必要かというと、そ れはちょっと行きすぎかと思います。一番判例でも認められやすいのが、社会通 念上、何らかの被害が起こることが予見可能であるかどうかというところだと思います。 予見可能であったとすれば、違法性はないということになります。

もう1点、裁判所がよく使うのは、規制の目的と手段の関係性で、必要かつ合理的であればオッケーという判例があります。その辺が問題になるかなと思っています。

黒川委員

行政代執行はとてもハードな制度で、実際には使うことはできないと思っています。庭などに積んである臭いものや崩れそうなものなら対象にして、どこかに持って行けるかもしれませんが、少しでも本人が財産だと思っていて客観的にもそうだったら、持って行ってしばらく保管してかなければいけません。その保管費用もかかります。代執行費用を請求しようにも、実際にはその持って行って保管しているものを競売して回収してから次のことをすることになっていくのだと思います。市役所の人件費などを考えると、全然割に合わなくて、何をしているのか分からない状況になります。できるだけ説得してやらないと、この制度が回らないと思います。よほど危ない状態でないと、家の中のことには手を出せないと思います。現場の担当者の努力が期待されます。

荒谷委員

この「ごみ屋敷」の会議ということで、資料などに目を通しました。よくテレビなどで「ごみ屋敷」とかやっています。どうしてあそこまでできてしまうのかなと思います。なぜ撤去できないのか、一番問題だと思います。

我々地域で見ていると、やはり最初にちょこちょこと、たまっていく兆候があると思います。それらを早く見つけて途中で止めなければ、どんどんできてしまうのではないかと思います。

先日、私の息子が家を出ていき、空き部屋になりました。いつの間にかごみがたまっているのです。今年は何とかしようと奮闘しています。やはりこういうのがたまってしまうのだなと、つくづく思いました。地域でも郵便や新聞の配達員たちと色々な協定を結んでやっているところがあります。未然に防いでいかなければいけないと思っています。

岸副会長

細やかな説明をありがとうございました。横浜市の条例は素晴らしいなと思いました。

条例がなくても、認知症や統合失調症など、疾患のある場合には、保健師やケアプラザの人が何らかの対応をしていると思います。特に高齢者で、疾患があるかどうか分からないとか、疾患ではない場合もあります。最も問題なのは、高齢者以外で、母子家庭でも「ごみ屋敷」になっていて、子供が不登校や被虐待児の場合もあります。そういった事例でも対応してくれるということで、非常に寄り添い支援を中心に置いて、全ての世代に適用できる素晴らしい条例だと思っています。

私は3点お願いしたいと思います。

一つは、防止をはっきりうたっていて、とても大事だと思います。「ごみ屋敷」は、10年とか長い年月をかけてなっていくものです。それを早く見つけることが大事だと思います。特に問題なのが集合住宅です。円グラフを見ても集合住宅の人が多いです。セキュリティの高いマンションや、高齢化・障害者率の高い集合

住宅等に埋もれていることもあります。一軒家だと分かりやすいですが、集合住宅だとほとんど外側から見えません。集合住宅の管理者等と密に連絡を取り、発見のための対策を早く取ってもらいたいです。

特に母子の場合でも、児童虐待のリスクがあります。高齢者でも高齢者虐待の リスクも隠れています。虐待発見の観点からも進めてもらいたいです。

2点目は、資源循環局の職員や保健福祉の職員も熱心に関わっていますが、大変疲弊すると思います。条例ができたことで業務として位置付けられ、安心して取り組めると思いますが、この事例は大変難しいです。既にやっている足立区でも、何年もかけて繰り返し訪問して、信頼関係をつくることに力を注いでいます。また、一緒に片付けることもしています。拒否されたり、暴言を吐かれたりするので、職員が疲弊しないようにサポートしたり、事業の意味付けを繰り返すことが大事かと思います。立入調査やごみの片付けに入った場合、非常に身の危険もあります。職員の安全も整えて、モチベーション高く対応してもらいたいです。

3点目に、横浜市ではこの条例に反対意見がなかったということで、素晴らしいと思います。条例化のときには反対はないのですが、条例が施行されると、「条例ができたのに、何をしているのか」と叱責を受けることが多くあります。特に最前線で働く職員が繰り返し訪問し、本人と信頼関係を構築する間に、地域住民からは「何をしているのだ」と言われてしまい、非常につらい思いをするという話があります。一方では住民に理解してもらうことがとても大事です。「ごみ屋敷」になる人の背景は様々です。一般の人で、病気がなくてもなり得ます。私たちもいつそちら側に行くか分からないということに共感を持ってもらい、住民の理解を得ないと、当事者が地域から排除される方向に行く可能性があります。これはある意味ではコミュニティの再生だと思っています。「ごみ屋敷」の人を一緒にサポートし、住民の人も片付けることによって、この地域で問題があってもお互いに助け合って早く対応していくような地域が育つように、地域住民への啓発をお願いします。

出石会長

各委員の今の発言、大変、会長としても心強く思っています。今後、当審議会でもまた更に議論が深められたらと思っています。

皆様から出た福祉的な措置や予防は大事だと思います。この条例は今まで設置 された中で一番そこに踏み込んでいると思います。

それから、やはりすごく評価できるのは、福祉と環境が一緒になって、実際に は区が原動力になることが大切なことだと思っています。

ただ、一方で、住民からの期待が相当大きくなると思います。「なぜ代執行しないのか」というのが出てくると思います。やはり予防措置、福祉措置は大事だけれど、条例を制定した以上、そこについて市民の強い思いもあることも含めて、我々も心して対応しなければならないかと思います。

先ほど佐藤委員から訴訟の話がありました。逆に市民側から第三者としての対応があると思います。例えば行政手続条例では、「指導してくれ」との住民からの求めができます。処分の求めもできると思います。これは佐藤先生に聞かなければいけないかもしれませんが、義務付け訴訟ができる可能性があるのだろうかと

いう話が形式的にはあると思います。ただ、事前に指導、勧告がこの条例に入ってくるということで、にわかには整理できないと思いますが。

そういう意味では、正に「財産権侵害された」という「ごみ屋敷」所有者以外に、近隣で迷惑がかかっている住民からのアクションが訴訟にも及ぶ可能性があるのかなというのを私からも言っておきたいと思います。

4の「その他」に移ります。事務局からありますか。

鈴木課長

資料5を見てください。

一番目に、審議会の大体のスケジュール案があります。今日は第1回の審議会です。

一応、年に2回の審議会を予定しています。29年度の第1回は4、5月頃、第2回は11月前後で予定しています。これは定期的な審議会の予定なので、命令や代執行がある場合には臨時で開催することを予定しています。そのほか市の判断で行うことがあります。

なぜこの2回の時期を設定したのかというのが、その下の「ごみ屋敷対策庁内の動き」ということで書いてあります。その下に書いてある「ごみ屋敷」対策推進会議は、局長級、区長級を入れた、横浜市全体の「ごみ屋敷」対策を推進する会議です。それの第1回は1月12日、29年度は4、5月頃に1回、11月頃に1回です。その会議で検討したことを審議会で報告します。

そして、対策推進会議の下にある「件数調査」については、年2回ほど、「ごみ屋敷」の件数を横浜市として取りまとめようと考えています。先ほど説明のあった60件は、28年6月末の数字です。条例が施行され、調査権も持ちながら、年度内に1度、件数の取りまとめもする予定です。その件数については、ごみ対策の推進会議や第2回の審議会でもまた報告します。

そして、「研修等々」ということで書いてあります。そちらはまた参考にしてもらえたらと思います。審議会は29年度、2回を予定しているのでよろしくお願いします。

出石会長

今の件について何か意見や質問はありますか。いいでしょうか。 本日はどうもありがとうございました。

資 料

1 資料

•

【資料1】委員名簿·事務局名簿

特記事項

【資料2】横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する 審議会に関する根拠条文抜粋

【資料3】横浜市建築物における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する 審議会運営要綱(案)

【資料4】横浜市の「ごみ屋敷」対策について

【資料5】今後のスケジュール

【参考資料1】いわゆる「ごみ屋敷」対策に係る規定一式(条例、規則、判定基準要綱、排出支援要綱)

【参考資料2】区別のいわゆる「ごみ屋敷」件数

【参考資料3】市民への周知用チラシ

2 特記事項

なし